

令和2年3月25日

・2年生保護者様

幸手市立西中学校
校長 野口祐人

新型コロナウイルス等感染予防に係る健康観察の実施について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症対策に関し、令和2年3月2日（月）より臨時休業の措置が取られておりますが、学校再開に向けて、本校では令和2年4月7日（火）の準備登校の実施を予定しております。

つきましては、学校での感染拡大防止のため、準備登校3日前の令和2年4月4日（土）より、下記のとおり、ご家庭での健康観察の実施をお願いいたします。

なお、予定変更の場合は、メール等にて連絡いたします。

記

Ⅰ ご家庭での日常の健康観察の実施について

感染者本人にとって発病の早期発見は大変重要であり、又、感染拡大を防ぐためには有症者を早期に発見することが重要です。その対策のため、ご家庭で日常的にお子さんの健康観察を実施してください。特に、起床後（登校前）は必ずお子さんの体温の計測と体調の確認、結果の記録をお願いいたします。

【健康観察の方法】

- (1) 内容 体温計測 健康状態の確認（かぜの症状がないか）
- (2) 時間 起床時、就寝前、その他適時
- (3) 手順 ①体温を計測する。
②健康状態を確認する。
・かぜの症状（咳、咽頭痛など）はないか
・顔色に変化はないか 等

(4) その他

- ・起床後の健康観察の結果は、令和2年4月4日（土）より別紙「家庭健康観察記録票」へ記入をお願いします。終了日は流行状況により判断いたします。
- 「家庭健康観察記録票」は記入後、登校後の出席確認時に毎日、各担任に提出してください。準備登校より提出となります。
- 「家庭健康観察記録票」の提出がない場合は、学校で検温と健康観察を行います。その際、発熱等のかぜ症状がみられたときは、家庭連絡後に早退の措置を取る場合がありますので、ご承知おきください。
- ・本校生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、「家庭健康観察記録票」を関係機関に提出することができますのでご承知おきください。

2 有症時の対応について

ご家庭での健康観察の結果、発熱やかぜ症状がみられた場合は、ご家庭で休養させ、必要に応じて医療機関の受診等の対応をとってくださいますようお願いします。

3 その他

埼玉県HP掲載内容の抜粋です。医療機関受診の際は参考にして下さい。

【埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターについて】

県では3月1日（日）9時00分より「埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」を開設しました。曜日や時間帯によって異なる相談先を一本化し、一般的な相談のほか、感染が疑われる場合には帰国者・接触者相談センターを御紹介いたします。

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

電話：0570-783-770（24時間受付）

【新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談窓口について】

県では下記のとおり新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センターを設置しています。下記の①・②の症状がある方は、医療機関を受診すべきかどうかなどの対応を相談できます。

※帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

下記の①・②いずれかの要件を満たす方

①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です）

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

帰国者・接触者相談センター

幸手保健所 電話：0480-42-1101

【医療機関を受診する際のお願い】

帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。